

インフルエンザ予防接種費用助成 請求方法等

1 オンラインによる請求方法

健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」（以下「MHW」と言います。）により、直接当組合へ申請してください。

- ① 組合員がMHWにログインし、「各種申請」のバナーから申請画面の手順に従い、必要項目を入力してください。
- ② 領収書の画像をアップロードしてください。
- ③ 申請内容を当組合で確認後、MHWのメール機能により送金決定のお知らせが送信されます。

※ MHW登録方法 … 当組合HP>福祉事業>保健事業>健康ポイント事業

2 書面による請求方法

「インフルエンザ予防接種助成金請求書」（様式第1号）に必要事項を記入し、裏面に領収書（原本）を貼り付け、共済事務担当課へ提出してください。

なお、請求者欄は、必ず組合員が自署してください。

また、個人宛の送金通知書はありませんので、通帳等にて入金をご確認ください。

3 注意事項

- 領収書には、以下の内容が記載されている必要があります。
 - ・ 予防接種名（インフルエンザ）・氏名（被接種者全員分）・日付（各接種日）
 - ・ 費用（1人1回当たりの額）
- 手書きや記載内容が訂正・追記された領収書には、医療機関の押印が必要です。
- 原本を添付できないときは、領収書のコピーに所属所長の原本証明を受けてください。
- 領収書以外のもの（接種済証明書・レシート等）は、添付書類として認めません。
- 市町村で同様の助成がある場合は、そちらを優先し、その助成額を差し引いた接種費用が1回当たり1,000円以上の場合にのみ請求してください。
- 被扶養者がいる方や複数回予防接種を受ける方は、すべての接種終了後に、まとめて請求してください。

4 助成金の送金

- (1) 請求受付月の翌月28日に当組合登録口座（給付金等の送金口座）へ送金します。

※ 送金日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

- (2) 助成金の決定者（オンライン請求分を含む）を記載した「インフルエンザ予防接種一部助成決定送金通知書」を所属所に送付し、助成金額等をお知らせします。

4 セルフメディケーション税制〔医療費控除の特例〕について

セルフメディケーション税制とは、平成 29 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間、健康の維持増進及び疾病予防への取組として一定の取組（事業主健診、特定健康診査、人間ドック健診、がん検診、予防接種等）を行う者について、スイッチ OTC 医薬品の年間購入金額が 12,000 円を超えた場合、その超えた部分の金額（上限金額 88,000 円）が所得控除の対象となる特例の制度です。

この制度を利用するには、一定の取組を行ったことを明らかにする書類又は証明書の保管が必要です。

インフルエンザ予防接種領収書（原本）は、一定の取組を行った書類として認められますので、セルフメディケーション税制の利用予定者が、インフルエンザ予防接種助成金を書面で請求される際は、領収書のコピーに所属所長の原本証明を受けたものを貼り付けてください。